

## 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正について

### 1 趣旨

病院事業における消費税の取扱いについては、収益の大半を占める社会保険診療報酬は非課税ですが、保険が適用されない診療費は基本的に課税対象となっています。

平成 26 年 4 月から実施される消費税率引上げを受け、消費税が最終消費者にご負担いただく税金であるという趣旨に基づき、円滑かつ適切に転嫁するため、「横浜市病院事業の経営する病院条例」(以下「条例」)における使用料等について、必要な改正を行います。

### 2 改正内容

(1) 条例第 2 条第 1 項各号に規定する使用料等について、消費税率を 5%から 8%に変更した金額に改定します(ただし、10 円未満の端数は切捨て)。

改定による影響額を 24 年度実績に基づいて試算すると、市民病院で約 1,400 万円、脳血管医療センターで約 300 万円となります。

#### 具体的な改正内容

##### 1 条例で上限額を定めている使用料等

(1) **特別室料**(第 3 号及び別表)の上限額の変更

特別室については、条例において、附帯設備及び面積に応じて使用料等の上限額を定めています。

【例】 個室、浴室及びトイレ付き、面積 25 m<sup>2</sup>未満

現行上限額： 26,250 円 → **27,000 円**

(2) **診断書等の文書料**(第 7 号及び別表)の上限額の変更

文書料については、条例において、診断書等 1 通についての上限額を定めています。

現行上限額： 5,250 円 → **5,400 円**

(3) 所定の算定額に消費税相当額を加算している使用料等の上限額の変更

**非紹介患者初診料加算額**(第 2 号)、**がん検診料**(第 5 号)、**人間ドック検診料**(第 6 号)が対象となります。

現行上限額：所定の算定額 + 5%消費税相当額

→ 所定の算定額 + **8%消費税相当額**

※(1)～(3)の実際の使用料等は、上限額の範囲内で条例施行規程(以下「規程」)の別表において定めています。

##### 2 事業管理者が定めるもの(第 9 号)

保険が適用されない診療費で、条例の規定に基づいて事業管理者が個別に定めている使用料等については、課税対象のもの(24 年度実績で市民病院 154 項目、脳血管医療センター 33 項目が該当)は消費税相当額をそれぞれ 8%に変更します。

【例】 患者等相談料、各種ワクチン予防接種料

## 実際の使用料等の変更内容(例)

1 条例で上限額を定めている使用料等のうち、市民病院及び脳血管医療センターにおける使用料等については、規程で実際の金額を定めていますが、それぞれ消費税相当額を8%の金額に変更します。

①**特別室料**（規程第12条及び別表第3）

市民病院 個室C室（浴室及びトイレ付き、面積25㎡未満）

16,800円 → **17,280円**（+480円）

②**診断書**（規程第16条及び別表第7）

自動車損害賠償責任保険、生命保険に関するもの等

5,250円 → **5,400円**（+150円）

その他

2,620円 → **2,700円**（+80円）

③**非紹介患者初診料加算額**（規程第11条及び別表第2）

3,150円 → **3,240円**（+90円）

④**がん検診料**（市民病院、規程第14条及び別表第5）

肝臓・胆のう・すい臓がん検診料 7,420円 → **7,630円**（+210円）

婦人科超音波検診料 4,200円 → **4,320円**（+120円）

⑤**人間ドック検診料**（脳血管医療センター、規程第15条及び別表第6）

脳ドック(標準)検診料 54,000円 → **55,540円**（+1,540円）

脳ドック(追加オプション)検診料 16,800円 → **17,280円**（+480円）

2 条例の規定に基づいて事業管理者が定めるとされているものについては、それぞれ消費税相当額を8%の金額に変更します。

①**患者等相談料**（30分までごと） 5,250円 → **5,400円**（+150円）

②**インフルエンザHAワクチン予防接種料**

5,000円 → **5,140円**（+140円）

3 みなと赤十字病院及び脳血管医療センターの介護老人保健施設については、条例の上限額の範囲内で、指定管理者が事業管理者の承認を得て利用料金を定めており、改定も同様に行います。

(参考)**特別室料**

みなと赤十字病院病院 個室D室（浴室及びトイレ付き、面積25㎡未満）

21,000円 → **21,600円**（+600円）

(2) その他、条例の一部について、根拠法（健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律）の規定を明記します。

### 3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日